

# 音楽・音の文化遺産(文化情報資源)の構築(その1) : 音楽・音を後世に伝える方法の体系化

著者名(日)	加藤 修子
雑誌名	文化情報学 : 駿河台大学文化情報学部紀要
巻	6
号	1
ページ	1-13
発行年	1999-06
URL	<a href="http://doi.org/10.15004/00000670">http://doi.org/10.15004/00000670</a>

# 音楽・音の文化遺産（文化情報資源）の構築（その1）

## 音楽・音を後世に伝える方法の体系化

加藤修子

**【要旨】**本研究は、音楽・音の文化遺産（文化情報資源）を構築することを最終的な目的とする。本稿では、音楽・音を後世に伝える方法を体系化することを試みた。

音楽・音を後世に伝えるには、次のような二つの方法が存在する。

- ① 音楽・音を記録（録音）し保存する
- ② 音楽・音を環境・背景とともに残し継承する

はじめに、それぞれの方法の特徴を明らかにした。そして、これらの方法で後世に伝えられる音楽や音が、文化遺産（文化情報資源）として活用されるために、組織化及び管理の現状を明らかにした。

最後に、それぞれの方法の問題点と課題、また情報資源として音楽や音を組織化し管理する可能性を追究した。

**【キーワード】**音楽，音，音響メディア，民族音楽，民俗芸能，サウンドスケープ，標識音，保存，資料組織化

### 目次

- 1 はじめに
- 2 音楽・音を後世に伝える方法
- 3 音楽・音を記録（録音）し保存する
  - 3.1 音楽・音の記録媒体の組織化と管理
    - 3.1.1 音楽・音の記録媒体の特性
    - 3.1.2 統一タイトルと典拠コントロールの必要性
    - 3.1.3 音楽・音の記録媒体の分類
  - 3.2 音楽・音を記録し保存して後世に伝える方法の問題点
- 4 音楽・音を環境・背景とともに残し継承する
  - 4.1 民族音楽，民俗芸能の継承の場合
  - 4.2 サウンドスケープの場合
  - 4.3 サウンドスケープの考えに基づいた音を保存することの試み
  - 4.4 音楽・音を環境・背景とともに残し継承する方法の問題
    - 4.4.1 音楽・音の変化及び消滅
    - 4.4.2 情報資源の組織化及び管理における課題と可能性
- 5 音楽・音を後世に伝える方法のまとめ

## 1 はじめに

音楽や音は本来その場限りのものであり、何も

しなければ消えてなくなるものである。このような音を記録し保存することは、どのような意味をもつのであろうか。さらに、音を後世に伝える、

継承するということは、どのような意義があるのであろうか。音を後世に伝えるということは、音の文化遺産すなわち文化情報資源を構築することである。そのためには、どのように音楽や音を後世に伝えるか、その方法を体系化することが必要である。そしてこれらの方法で後世に伝えられる音楽や音は、情報資源となり活用されなければならない。そのためには、これら情報資源の体系的な組織化及び管理が必要である。また、音楽は再現芸術である。そのため記録し保存された音の情報資源は、何らかの方法で再現されなければ意味はない。

本稿は、このような特徴をもつ音楽・音を後世に伝える方法及び再現する方法を体系化することを目的としている。これらの方法論が体系化されてこそ、音楽・音の文化遺産としての価値をもつのである。今回は、音楽・音を後世に伝える方法について取り上げる。

## 2 音楽・音を後世に伝える方法

様々な音楽・音をどのように後世に残していくかは難しい問題である。まず、すべての音楽・音

を残すのか、あるいはその中からいくつかを選んで残すのかという問題がある。さらに、これらの音楽・音を後世に伝えるにはどのような方法が最適なのかという問題がある。何を選択して残すかについては別の機会に譲るとして、ここでは、後世に伝える方法について論じる。音楽・音を後世に伝えるには、次のような二つの方法が存在する(表1参照)。

- ① 記録(録音)し保存する
- ② 環境・背景とともに残し継承する

この内、①の記録(録音)し保存するという方法は、ある種の音楽や音を後世に伝えるのに最も一般的な方法と考えられている。記録した内容は物理的な形をもつ媒体(メディア)上又は媒体内に収められる。古くは音楽を楽譜に記録するという方法があるが、レコードが出現するまでは、音楽の演奏そのものは記録や保存のできないものであった。エジソンが1877年に録音の技術を発明してからは、音そのものを記録することができるようになった。音そのものを記録した媒体を、本稿では「音響メディア」と称することにする。

音響メディアが果たす役割はいくつかあるが、その一つに音楽や音の記録と保存がある。記録し

表1 音楽・音を後世に伝える方法

方 法	記録(録音)し保存する	環境・背景とともに残し継承する
特 徴	テキストのみを媒体内に記録する 固定化・不変	コンテキストと共に伝える 流動的・変化する可能性
例	楽譜、音響メディア、映像メディア等 (パッケージ化されたメディア) 記録された音楽・音	民族音楽、民俗芸能 サウンドスケープ 生の音楽・音
組織化の方法	図書館の資料組織法を採用 一応体系化されている しかし、問題点も多い	体系化されていない
備 考	主な特性 一媒体多書誌 一書誌多媒体 断片化 可塑性 総称タイトル 多言語 多責任性 統一タイトルの必要性	主な特性 時間軸を持つ 時間とともに変化する 消滅する場合もある

保存することができれば、後世に伝えることができるのである。従って、音響メディアが果たす役割は、非常に価値がある。

しかし、音を後世に伝える方法は、媒体上または媒体内に記録し保存するという方法のみではない。記録するという方法が登場するまで、音を伝える唯一の手段は口述伝承であった。口述伝承は、②にあげた「環境・背景とともに残し継承する」という方法に含まれるものであろう。その意味では、環境・背景とともに残し継承するという方法は古くから存在していた。そして、最近またその価値が再認識されている。

本稿では、まずそれぞれの方法の特徴を明らかにする。そして、これらの方法で後世に伝えられた音楽や音が、文化遺産として活用されるための、情報資源としての組織化及び管理の現状を明らかにする。最後に、それぞれの方法の問題点と課題、また将来の可能性を追究する。それにより、音楽・音を後世に伝える方法の体系化を試みるものである。

### 3 音楽・音を記録（録音）し保存する

まず音楽・音を記録（録音）し保存するという方法を取りあげる。先にも述べたとおり、記録は音を後世に伝える方法として、今日最も一般的な方法である。

歴史的には、音楽は記号化されて楽譜という媒体に記録される。記譜法が完備されてくると、音楽の記号化は言葉を文字に表すほど完璧ではないが、かなり正確に行えるようになった。口述伝承の時代に終止符がうたれ、音楽は楽譜に記録されるようになる。個々の音楽作品そのものは楽譜という記号によって、永久にしかもかなり正確に伝えられても、演奏を記録したり保存したりすることは長い間不可能と考えられていた。音楽は、再現芸術であるといわれるが、作品を記号化した楽譜が直接鑑賞の対象になるのではない。記号を音に再現する演奏という行為があってはじめて芸術としての具体性、価値をもつのである。しかし、

演奏を記録にとどめて、後世に伝える手段はなく、全く同一の演奏は二度と繰り返えされることのない一回性のものでされていた。

しかし、エジソンが蓄音機を発明して以来、この概念は大きく変わった。楽譜のように音を記号化するのではなく、音そのもののエネルギーを変換して記録し、保存することが可能になったのである。ここで記録され、保存され、伝えられる音楽や音は、基本的には不変である。媒体の劣化に伴う音質の変化を除けば、記録した音楽や音は変わることなくそのまま保存され、後世に伝わるのである。

#### 3.1 音楽・音の記録媒体の組織化と管理

音を記録した媒体の代表的なものが、楽譜と音響メディアである。このうち音響メディアは、近年の録音技術の発展と音楽産業の隆盛とともに、ありとあらゆる音楽・音が録音されるようになり、情報資源として蓄積されていった。現在音響メディアは、音楽図書館のみならず、一般の図書館においても資料として定着し、収集・保管されている。楽譜については、主に音楽図書館を中心に収集・保管されている。このような状況の中で、利用者の欲する音響メディアや楽譜を速やかに検索し、提供する手段として、音の記録媒体を資料として考え、その組織化は必要不可欠である。これら音の記録媒体の組織化は、図書館における図書組織化の手法に準拠し、一応体系化されていると言える。

資料の組織化は、資料の配列と目録のための技術を中心に、多くの処理の過程が含まれる。このうち資料の配列は、どのような分類をするかによって決められる。図書は主題を基準に分類され配列が決まる。

音の記録媒体の組織化も、基本的には図書の資料組織化と同じである。しかし、配列に際しては、まず「媒体」の種類、すなわち「形態」によって分けられる（楽譜、ディスク（レコード、CD）、テープ等）。そして次に、主題を基準に配列されるのである。但し、図書館により、独自の配列方

法を採用している場合もある。

音の記録媒体の配列において、このように主題に先んじて資料の形態によって分けられるのは、資料の種類(レコード、CD等)が異なればそれぞれの形態が全く違うということ、しかし資料の種類が同じであればほとんど形態が同じであるという特徴からくるものである。すなわち、同じ形態の資料はまとめて同じ場所に配列するほうが、図書館のスペースを有効に利用できるからである。

分類に関しては、図書におけるような統一された規則はまだ確立されていない。また、目録についても様々な問題がある。その理由として、音の記録媒体である楽譜や音響メディアは、他の資料にない固有の特性をもっているからである。

### 3.1.1 音楽・音の記録媒体の特性

音楽や音の記録媒体の特性は、特に音響メディアにおいて顕著である。このような資料自体の特性は、資料組織化の主要な要素である目録作成を非常に複雑にする。以下に、音楽や音の記録媒体のもつ特性<sup>12)</sup>を述べることにする。

#### ① 一媒体多書誌

この場合の媒体とは、出版(発売)される一冊の楽譜や一枚のCD等である。また書誌とは一冊の楽譜または一つのCDに収められている一つないし複数の作品(楽曲)を指す。一般に、一出版単位の媒体に複数の書誌単位(楽曲単位)が含まれることが多い。図書では一媒体一書誌が一般的である。利用者は、一般に楽曲単位(書誌単位)の検索を行うことが多い。

#### ② 一書誌多媒体

一つの作品(書誌)が、異なる媒体で出版(発売)されることがある。音響メディアの場合、同じ一つの作品(書誌)を異なる演奏家が演奏したものが多数存在する。それらは音響メディアとして別の作品となり、異なる媒体で発売される。また同じ一つの作品を同じ演奏家が演奏した収録があっても、演奏日時や収録会場が異なれば、それぞれ独立した異なる再現芸術の作品となり、異なる媒体となって発売される。さらに、同じ一つの

作品が特定の条件(演奏家、日時、会場等)で収録されても、LP、CD、VHS、LD等の様々な媒体の形で発売されることがある。

#### ③ 断片化

ある作品(楽曲)は、その作品全体が一つの書誌単位であるが、序曲、前奏曲、アリア等など、作品の一部分が断片化され、独立した資料となることが多い。その独立した資料は、種々の媒体の一部分となって出版(発売)される。その場合、断片化され独立した資料が、一つの書誌単位となる場合がある。

#### ④ 可塑性

ある作品(楽曲)の全体またはその一部が、本来演奏される楽器ではなく、他の楽器で演奏するために編曲されたり、別の作品に改編されたりすることがある。そのようなものが、もとの作品とは別の独立した作品となり、出版物として存在する。

#### ⑤ 総称タイトル

音楽作品のタイトルには、総称タイトルと固有タイトルがある。総称タイトルとは、例えば「交響曲(シンフォニー)」、「協奏曲(コンチェルト)」、「ソナタ」、「アダージョ」、「弦楽四重奏」などのような音楽形式名またはジャンル名、速度標語、及び楽器の標準的組み合わせであり、このような総称タイトルがつく音楽作品は非常に多い。

#### ⑥ 多言語

一つの音楽作品に対し、世界各国の様々な言語で呼称される多様なタイトルがある。また、人名(作曲家等)についても、様々な言語での標記が存在する。

#### ⑦ 多責任性

音響メディアの場合、一書誌における責任表示は多数に及ぶ場合が多々ある。特にオペラの場合は顕著であり、作曲者、作詞者、編曲者、校訂者等に加えて、指揮者、演奏団体、演出家、及び多数の歌手とその役柄等といった情報が必要となる。

上記の特性は、資料の利用に際してそれぞれが主要なアクセスポイントとなりうるものである。従って、利用者が検索する場合に様々な問題を招

くのであり、また資料組織化の際の目録作成をたいへん複雑にするのである。

### 3.1.2 統一タイトルと典拠コントロールの必要性

統一タイトルとは、ある著作が種々の形（諸版や翻訳など）で、様々なタイトルで刊行されている場合、統一された著作名の下に目録記入を集中するために用いる統一のタイトル<sup>3)</sup>のことである。特に音楽作品の場合、一つの楽曲に複数の異なったタイトルがつき刊行されることが多いので、統一タイトルの標記が必要不可欠となる。タイトルや作曲者の標記が異なっても、同一の作品である場合、その資料に行き着くように整えられた処置が典拠コントロールである。

目録規則をみると、『日本目録規則1987年版改訂版<sup>4)</sup>』第部の第26章において、また『英米目録規則第2版改定版』の第25章<sup>5)</sup>において、「統一タイトル」が取り扱われている。

西洋の芸術音楽（クラシック）では、多くの作曲家たちが、「交響曲」や「協奏曲」や「ソナタ」などのタイトルで膨大な量の作品を残している。また一人の作曲家が同じタイトルで複数の作品を書くことも多く（交響曲第1番、第2番……等）、同じタイトルの作品群からある一曲を区別するために、演奏手段、番号、調などの識別要素を付記することが出版上で慣例化している。また、ある一つの音楽作品は、様々なタイトルで出版される。それは、言語の違いもあればタイトルを構成する要素（演奏楽器、番号、調など）の表記順序の違いもある。このような背景をもつ音楽作品を検索する際、いくつかの問題に遭遇する。その問題点をまとめると、

- ① 同じタイトルを持つ別の異なる作品がある
  - ② 一つの作品が複数の異なるタイトルのもとに出版される
  - ③ 作品の1部分のみが収録されている
- 等であり、多くの場合、同時に二つの問題が発生する。

この事実は、類似の標目が多数発生するという

問題を生じる。また、同一作品を収めた別書誌レコードが多数発生するという問題を生じる。データベースでの検索の際、どちらも利用者にとって大きな問題となる。

このように、西洋の古典音楽の分野では、類似あるいは同一作品の出現頻度が高く、同じ作品のタイトルの形も固定しないため、作品のタイトルを管理する必要性が一般の図書館資料よりも高いのである。このような状況から生まれたのが「統一タイトル」という手法であり、音楽作品のタイトルにおける標目コントロールの要になっている<sup>7)</sup>。

統一タイトルを作成するには、最初にタイトルの主要素が総称か固有かを判別しなければならない。中にはその判別が難しいものも多々ある。また、言語の選択がこの問題を複雑化する。固有タイトルでは、作曲者による原タイトルを使用する。しかし、総称タイトルでは、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語で同語源の用語ならば英語を、この4言語で同語源でなければ原語を使用する<sup>8)</sup>。

このように、音楽作品においては、総称タイトルが多いこと並びに同じ作品に多くの言語でタイトルがつけられていること等から、統一タイトルを作成することが必要不可欠である。

### 3.1.3 音楽・音の記録媒体の分類

音楽や音の記録媒体の組織化において、もう一つの主要な要素である分類について述べることにする。どのような分類を行うかによって、資料の配列が決まる。わが国の図書館の多くは、一般の図書館資料については『日本十進分類法(NDC)<sup>9)</sup>』を採用している。それに対して、音楽や音の記録媒体、特に音響メディアに関しては、統一した分類法がないというのが現状である。

音響メディアは、図書以外の資料として独特の分類法が採用される場合が多い。『資料組織法第3版<sup>10)</sup>』では、図書以外の資料の分類の中で、「逐次刊行物」と「視聴覚資料」を扱っている。そして、「視聴覚資料」の項では次のように解説して

いる。

「視聴覚資料はその物理的・科学的な性質上、あるいは取扱上から図書のように書架分類を行わず、資料記号として受入順による所在記号を与えることを原則とするが、資料の量が多い場合や、資料・再生装置を利用者が自由に利用できる方式を採る図書館では、資料ごとにある程度の書架分類を行う。いずれの場合でも、書架分類に代って分類目録または件名目録を備えなければならない<sup>11)</sup>。」

そして、資料の量などに対応する「原則」と「別法」を概説している。これらは、視聴覚資料のコレクションがそれほど多くない図書館に適応される方法であろう。

次に、音楽や音の記録媒体が図書館の主要なコレクションとなる音楽図書館の状況を述べる。音楽図書館においても、一般に音楽以外の主題の資料も収集しているので、すべての主題を包括した一般分類表が採用されており、音楽という特定の主題のみを主体とした専門分類表を採用している図書館は少ない。

以下に、楽譜と音響メディアのための主要な分類法とその特徴、及び採用館を述べる。楽譜と音響メディアは、概してすべての主題を包括した一般分類表の中の一つないし二つの第二次区分(綱目)で扱われている。

① 日本十進分類法(NDC)新訂9版<sup>12)</sup>「76x音楽」

- ・同一主題の図書、楽譜は同一の分類番号のもとに分類する。
- ・別法：個々の楽譜は、Mの記号をつけて別置する。
- ・音響メディア(録音資料)の分類は考慮されていない。
- ・採用館：音楽図書館ではほとんどない。

② 音楽図書・楽譜分類表<sup>13)</sup>(音楽図書館研究グループ編)

- ・分類表において音楽図書と楽譜を分類記号により分離する。さらに楽譜については、「76x音楽」の記号を「Mx」に置き換える。

- ・音響メディアの分類は考慮されていない。

- ・採用館：フェリス女学院大学附属図書館  
東京音楽大学附属図書館  
武蔵野音楽大学附属図書館  
民音音楽資料館

③ デューイ十進分類法 第20版((DDC 20)<sup>14)</sup>、第21版(DDC 21)<sup>15)</sup>「780音楽部門」

- ・同一主題の図書、楽譜、音響メディアは同一の分類番号のもとに分類する。
- ・「780音楽部門」においてのみ分析合成型(ファセット)分類法理論を導入する<sup>16)</sup>。

- ・採用館：世界の音楽図書館で普及

④ 音楽資料用十進分類法<sup>17)</sup>

- ・同一主題の図書、楽譜、音響メディア、映像メディアは同一の分類番号のもとに分類する。
- ・採用館：国立音楽大学附属図書館

この「音楽資料用十進分類法」は、図書館の蔵書資料全体に対して日本十進分類法(NDC)を採用している音楽図書館が、NDCの体系の中で音楽資料を詳細に分類できるようにすることを目的として作成された。この分類表はNDCの「76x音楽部門」をデューイ十進分類法20版(DDC20)に従ってファセットの合成という概念を導入して前面改定したものである。日本の図書館の多くがNDCを採用しているが、音楽資料を重視している図書館で、NDCの音楽部門を実際に使用している図書館はほとんどない。それは音楽は、他の分野に較べて資料の内容が複合的な場合が多いからである。そこでDDC20にみられるようなファセットの構成法が必要不可欠であるが、NDCにはファセットの概念はない。そこで、NDCの「76x音楽部門」の大枠をDDC20の「780音楽部門」にならって改定したのである<sup>18)19)</sup>。

⑤ 専門分類表の例

上記の分類法以外に、独自の分類法を音楽資料に用いている図書館がある。例えば、東京文化会館音楽資料室の分類法<sup>20)</sup>がこれにあたる。

このように、音楽や音の記録媒体においては、統一した分類法がまだ確立しておらず、各図書館及び関連機関がそれぞれ選択した独自の方法で分

類，配列しているのが現状である。

### 3.2 音楽・音を記録し保存して後世に伝える方法の問題点

音楽・音を記録し保存して後世に伝える方法は、音楽や音だけをそれが生まれた環境や背景から取り出し（切り取り）記録するものである。そして、楽譜という媒体上、あるいはレコード、CDという媒体内に固定化する方法である。

音を記録・保存・再現するに際し十分に考慮しなければならないのが、テキスト（text）とコンテキスト（context）の問題である。テキストとは、人間が意図的に織りあげたものであり、音楽の場合、人間がなんらかの概念に基づいて作り上げた音のまとまりをいう。さらに、それらを視覚的な手段で変換し固定したものが楽譜であり、工学的な手段で変換し固定したものが音響メディアである。もっとも、音楽や音の記録というものは、まわりの環境から音楽や音のみを切り取り、媒体上または媒体内に固定化したおかげで、保存し再現することを可能にしたのである。

一方、コンテキストとは、テキストを支える状況、テキストの背景にあるすべての状況を指すものである。従って、テキストである音楽や音が生まれるためには、必ずコンテキストが存在しているわけであり、また本来テキストとコンテキストは一体化して存在するものである。

テキストとコンテキストの関係は、特に民族音楽（民俗音楽）や民俗芸能の中に顕著に現れてくるので、これらを例に述べることにする。民族音楽（ethnic music）とは、人類の諸民族がそれぞれ伝統として伝承してきた音楽である<sup>21)</sup>。民俗音楽（folk music）は、芸術音楽に対してある民族の音楽文化のなかで基層をなす音楽の総称をいう<sup>22)</sup>。また、民俗芸能は、社会の基層に支えられている文化側面で、音楽だけを切り離すことができない伝統芸能をいう<sup>23)</sup>。

種々の民族音楽や民俗芸能は、その音楽が生まれ、育まれる背景・環境・文化・時間と共に存在する。言い換えると、本来民族音楽や民俗芸能は、

ある特定の地域で、ある特定の時期に、ある特定の条件のもとで演奏され受け継がれてきたのである。従って、その音楽を聞くことのできる場所と時間は限定されているのである。ところが、このような民族音楽や民俗芸能を記録することは、音楽や音をその背景・環境・文化・時間から切り取ってしまうことを意味する。すなわち、音楽や音が一体化して存在していたコンテキストから切り離してしまうのである。

もっとも、民族音楽や民俗芸能が記録されCD、VHS、LD等のメディアが作られるおかげで、我々はいつでもどこでも世界中の民族音楽や民俗芸能を聞けるようになった。しかし、そのような民族音楽や民俗芸能にはテキストのみが記録されているのであり、その背景にあるすべてのコンテキストは、記録された時点で切り離されてしまったことを忘れてはいけないのである。

音楽・音を記録し保存して後世に伝える方法は、その記録した音楽や音の背景にあるもの、すなわちコンテキストを切り離し、テキストだけを後世に伝える方法なのである。

## 4 音楽・音を環境・背景とともに残し継承する

音楽・音を環境・背景とともに残し継承するという方法は、音楽や音をそれを取り巻くコンテキストの中で残し、継承するものである。民族音楽や民俗芸能をその環境の中で継承したり、サウンドスケープ・デザインの音を環境の中で保存するという考え方がこれにあたる。

一般にこのような方法で伝えられる音楽や音は、流動的であり変化する可能性を持っている。例えば、民族音楽や民俗芸能であれば、それを継承する人が代々変われば、演奏法や音質も少しずつ変化するものである。自然環境の中の音を保存するというのであれば、その音は四季の変化に伴い変わるものであり、気候や自然環境の状態が徐々に変われば生態系も変わり、発せられる音も変化するものである。従って、元のままの音がそのまま変



わることなく伝えられるということは、この方法では考えられないのである。

#### 4.1 民族音楽、民俗芸能の継承の場合

民族音楽(民俗音楽)や民俗芸能は、本来コンテキストの中で保存し継承されるものである。ところが、近年の録音技術の発展により、そのような民族音楽や民俗芸能でさえも、記録され、音響(映像)メディアとなって、媒体内に固定化され保存されるようになった。具体的な例をあげると、『音と映像による新世界民族音楽体系<sup>24)</sup>』(LD)や、『音と映像による世界民族音楽体系<sup>25)</sup>』(VHS)、『音と映像による日本古典芸能体系<sup>26)</sup>』(VHS)というような録音・録画された全集がある。

『音と映像による新世界民族音楽体系』の中に、チェコの南東モラヴィア地方のファシャネク(fa-sanek)の祭り、ファシャンク(fasanku)祭が収められている。この祭りは現在も受け継がれており、民俗音楽(民謡と民俗舞踏の音楽)がそのコンテキストの中で継承されている一例である。ファシャンク祭では、「祭り歌」「剣の踊り」「村巡りの歌」「子供の祭り歌」等が披露される。これらの民俗音楽は、四旬節が始まる前の、いわゆる懺悔季節(ファシャネク)の期間に、毎年一回行われているものである。ファシャンク祭は、南東モラヴィア地方に古くから伝わる民俗芸能の一つとして、最も注目される活気に満ちた祭りである。「剣の踊り」は、金管楽器の伴奏に合わせて祭り歌をうたいながら、独特のステップを踏み踊るものである。「村巡りの歌」は、踊り手と歌い手が行列をなして、春の収穫と家の繁栄を祝い守護する目的で村を巡るものである。

このように、ファシャンク祭は、古くからそのコンテキストの中で継承され、現在も年に一度、チェコの南東モラヴィア地方の村々で行われている。しかしながら、時代の変遷や外部からの影響を受けて、祭りも少しずつ変わってきているようである。すなわち、従来の神秘的な象徴や神話的な対象を伝統的に重んじる風潮から次第に遠ざかり、逆に娯楽的な側面を強調する傾向を強めていると

いうことである<sup>27)</sup>。

次に、日本の民俗芸能の一つである神楽囃子の例を取り上げる。神楽囃子は、原則として録音・録画を認めていない。このような民俗芸能は、そのコンテキストの中で代々継承していくことが後世に伝える唯一の手段である。そして、このような民俗芸能を見たり聞いたりするためには、民俗芸能が行われる限られた日時に実際にその場に居ることが必要不可欠である。

このような民俗芸能の継承において問題なのは、何らかの事情で継承できなくなったときに、消滅する運命にあるということである。後継者がいなくなったために、消えてゆく民俗芸能も少なくない。山梨県の神楽囃子の例をみると、県内に百余り神楽囃子が存在するが、近年まで体で覚え、口承伝承されてきた。しかし、高齢化、後継者不足のため、このような方法で継承することに限界があるとし、日本民俗音楽学会山梨支部は、お囃子の採譜化を試みている。これまでに神楽11曲を採譜化し、演目や楽器なども資料としてまとめ、『山梨県の神社と神楽囃子<sup>28)</sup>』という冊子を刊行した。しかし、採譜化によって神楽が完全に記録され、保存されるわけではない。神楽には、西洋音楽にない微妙な音色が含まれているため、西洋式の五線譜では表現しきれない部分も多い。採譜化にあたり、その手順として神楽の録音を試みたが、神社から「神楽は口伝でのみ伝承しうるもの」と録音を拒まれる例もあった。

日本民俗音楽学会山梨支部は、神楽の採譜化を、完全な記録・保存ではなく、民俗芸能を骨組みだけ記録し保存するものと位置づけている。そして、後継者が減り、消えていく民俗芸能のよりよい保存方法を模索している<sup>29)</sup>。

また、民俗芸能の一つである祭りの中には、一般に公開されないものもある。古来から継承に携わってきた村や部落の中だけで、秘儀として伝えられているのである。その一例として、沖縄の石垣島南西約23キロにある新城島に伝わる豊年祭をあげる。毎年旧暦6月に行われるこの豊年祭には、島から出ていった人々が一斉に里帰りし、祭りに

参加する。祭りの山場に「アカタマ・クロタマ」と呼ばれる人神が、村の聖域である美御嶽から現れる。この人神は、太鼓をもつ行列を従えて島内の家々を回り、夜明け前に美御嶽に戻ってゆく。新城島では、祭りの中身を島外の人にもらしてはいけないという戒律があり、今も厳格に守られているという。祭りの場では、写真撮影や録音は一切許されておらず、祭りの中身は厚いバールに包まれている<sup>30)</sup>。

#### 4.2 サウンドスケープの場合

はじめに、「サウンドスケープ」と「サウンドスケープ・デザイン」の概念<sup>31)32)</sup>を、簡単に述べる。「サウンドスケープ」とは、カナダの作曲家、マリー・シェーファーが1970年代に提唱した概念で、地球規模の自然界の音から、都市のざわめき、音楽に至る、われわれを取り巻く様々な音の環境を一つの「風景」としてとらえる考え方である。

「個人あるいは社会によってどのように知覚され、理解されるかに強調点の置かれた音の環境」と定義されている。これは、視覚（景観）の陰にあって日常では無意識化しがちな環境への「聴覚的思考」を喚起するための考え方である。また、同時に「聴覚」を切り口としながらも、最終的には五感全体の感覚を通じて「環境」ととらえるものである。

「サウンドスケープ・デザイン」は、音環境、すなわちサウンドスケープの美的な質を改善するための原理を発見しようとするものである。自然科学、社会科学、美学、音楽、建築その他様々な分野の協力を必要とする新しい学際的領域である。どのような環境を目指し、それをどのように実践してゆくか、具体的な方法を提示することを目指すものである。

サウンドスケープ・デザインには次の三つの領域がある。

- ① 特定の音を削除する「騒音規制」
- ② 特定の音 標識音 (soundmark) の保存
- ③ 音を想像力豊かに配置する「美的な音環境の創造」

ここで②の標識音とは、「陸標 (landmark)」から造られた用語である。その共同体の人々によって特に尊重され、注意されるような特質を持った共同体の音を意味する。例えば、教会や寺院の鐘の音や、地域の産業の音などが標識音の代表的なものである。

サウンドスケープ・デザインにおいては、三つのデザインの方法がある。

- ① マイナスのデザイン： unnecessaryな音を削除する、騒音制御、騒音規制
- ② ゼロのデザイン：大切な音を保全・保存する、音そのものに関しては何もしない
- ③ プラスのデザイン：人為的に音を加える、また音に気付かせる

これらのデザインの方法は、上記のサウンドスケープ・デザインの三つの領域にそれぞれ対応するものである。

サウンドスケープ・デザインの三つの領域のうち、②の「特定の音 標識音 の保存」は、音を環境・背景とともに残し継承するという考え方をもつものである。それは、特定の音 標識音を記録し、媒体内に固定化して保存するのではない。あくまで、音をもととのコンテキストの中で保存するという考え方なのである。その具体的な例を、次節で述べる。

#### 4.3 サウンドスケープの考えに基づいた音を保存することの試み

サウンドスケープの考え方を取り入れた、新しい音環境保全対策を始めたいという環境庁の意向で、「日本の音風景100選」という事業が行われた<sup>33)</sup>。この事業は、「全国各地で人々が地域のシンボルとして大切に、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境（音風景）を広く公募し、音環境を保全する上で特に意義のあると認められるもの100件程度を認定する」というものである。この考え方は、音のみを切り取るのではなく、音を聞こえる環境ごと保全し将来に残すというものである。まさに音をコンテキストの中で保存し継承するという考え方である。

全国の地方団体に加え、音環境に関心をもつ個人・団体からも公募を求めた。全国各地にある将来に残したい音を1996年1月から3月まで募集し、738件の応募があった。その中から、環境庁の依頼により招集された日本の音風景検討会の9人の委員が選定にあたり、「日本の音風景100選」として発表された。

選定にあたっては、音環境に対する人々のかかわりが重視された。また、日本の音風景の多様性を反映させることから、四季折々の自然や生き物、古くから伝わる生活文化などの音を取り上げられた。

100選の内訳をその音源種別でみると：

鳥や昆虫、植物などの生き物	31件
川のせせらぎや波などの自然現象	19件
祭りや鐘などの生活文化	37件
その他	13件

である。選ばれた音風景の中からいくつか例をあげると：

オホーツク海の流氷(北海道オホーツク海沿岸)  
時計台の鐘(北海道札幌市)  
八戸港・蕪島のウミネコ(青森県八戸市)  
水沢駅の南部風鈴(岩手県水沢市)  
柴又帝釈天界隈と矢切りの渡し(千葉県松戸市・東京都葛飾区)  
横浜港新年を迎える船の汽笛(神奈川県横浜市)  
福島潟のヒシクイ(新潟県豊栄市)  
大井川鉄道のSL(静岡県本川根町)  
京の竹林(京都府京都市)  
琴ヶ浜海岸の鳴き砂(島根県仁摩町)  
鳴門の渦潮(徳島県鳴門市)  
山王神社被爆の楠の木(長崎県長崎市)  
後良川周辺の亜熱帯林の生き物(沖縄県竹富町)  
エイサー(沖縄県与那城町・勝連町)  
などである。

これらの音を将来に残していくためには、あるがままの音風景を末永く楽しむことができるように、周辺の環境をよくしていく、あるいは周辺の環境を保っていくことが大切である。すなわち、これらの音は環境とともに残されるものなのであ

る。従って、選ばれた音を録音して町中に流したり、録音と写真を添えてインターネットで流すようなことは、この意図にそぐわないものである。

サウンドスケープ・デザインの考え方に基いて継承されるこのような音は、音の文化遺産としても価値あるものである。

#### 4.4 音楽・音を環境・背景とともに残し継承する方法の問題

##### 4.4.1 音楽・音の変化及び消滅

録音という記録は、音の複製(コピー)をつくることである。一度コピーされたものは、音響メディアの劣化からくる音質の劣化はあるものの、媒体内に固定化され、不変の音の記録として保存できる。

一方、環境・背景(コンテキスト)の中で音楽や音を保存し継承していくと、時代の変遷と共に少しずつ変化が起こりうるものである。そして、その変化を容認せざるを得ないのである。環境・背景の中では、音は四季の変化によっても変わるし、天候や気候の変化によっても変わる。さらに、時がたつにつれて少しずつ変化するのは止むを得ない現象なのである。このような自然環境の及ぼす変化の他に、社会的、経済的、政治的な影響が、音楽や音の継承に変化をもたらすこともある。音楽や音を環境・背景とともに残し継承する方法は、変化する可能性をもった保存・継承の方法なのである。

また先にも述べたように、この方法では、継承できなくなった時点で、消滅することを覚悟しなければならない。その一例として、沖縄本島南部の離島、久高島に伝わる「イザイホー」という民俗芸能(祭り)をあげる。これは、祭りを継承する人がいなくなってしまったために、消滅する運命をもった例である。イザイホーは、沖縄でも最も神秘に満ちた祭りといわれ、12年に一度、午年の旧暦11月に行われてきた。最後にこの祭りが行われたのは1978年で、その12年後の1990年には、祭りを司る神女のなり手がなくなったため、とり止められた。今後、この祭りが復活する望みは薄

いとされている<sup>34 35)</sup>。

また、まわりの自然環境が消滅したため、消えて行く音（環境）もある。例をあげると、中国長江沿いの三峡の音がそうである。世界最大級のダム建設のため、三峡周辺の環境が大きく変わる。それに伴って、景観、生態系が変わり、やがてかつて三峡にあった音もなくなる運命にある<sup>36)</sup>。

#### 4.4.2 情報資源の組織化及び管理における課題と可能性

音楽・音を環境・背景とともに残し継承する方法においては、その方法により後世に伝えられる音楽や音の組織化及び管理の方法が体系化されていないという問題がある。組織化のための統一した規格、規則が存在していないし、そもそもこれらを組織化し管理するという意識が確立されていないのである。

環境・背景とともに後世に伝えられる音楽や音も文化遺産であり、情報資源となり得る。情報資源であるためには、情報としての何らかの記録（登録 registration）、それらの活用のための組織化、及び管理がなされなければならない。情報資源に対するこれら一連の過程は、一般にドキュメンテーションと称される。活用的手段として、まず第一にあげられるのが、情報資源の組織化と管理である。

環境・背景とともに残し継承するという方法で後世に伝えられる文化遺産（文化情報資源）の組織化は、図書館で採用されている資料の組織化とは異なる観点から考えだされなければならないであろう。なぜなら、環境・背景とともに残し継承される情報資源は、時間軸というベクトルをもつものだからである。これは、民俗学や考古学における民俗資料や考古資料を組織化するのと共通する点があると思われる。また博物館資料の組織化の方法とも共通する点があると思われる。

このような時間軸を含む情報資源の組織化は、試行錯誤ではあるが少しずつ試みられている。例えば、八重樫<sup>37)</sup>は、情報資源の組織化及び管理にはモデリングが必要であるとし、コンピュータ可

読の情報コンテンツ形成を一般化することを試みている。その過程を「実世界に存在する資料群（Contents）を実世界の文脈（Context）とその構造や仕組み（Frame）を分析し、これらに適合するコンピュータ（Method）可読データに再形成する操作プロセスである」と述べている。そして、実世界枠組みモデルや事象情報空間モデルを構築し、データの形成を試みている。

すでに統一した規格、規則を有し、活発な利用が行われている図書館のドキュメンテーションや、博物館等のアーカイヴズ論を参考に、環境・背景とともに継承される音楽や音という情報資源のドキュメンテーションの方法の確立は、今後の大きな課題である。また、情報資源のドキュメンテーションと共に、これら情報資源を社会的に知らしめ、利用・活用を促すこともこれからの課題である。

## 5 音楽・音を後世に伝える方法のまとめ

音楽や音を後世に伝える方法として、「記録（録音）し保存する」及び「環境・背景とともに残し継承する」という二つの方法を設定し、その特徴、問題点、課題等を追求し体系化を試みた。「記録（録音）し保存する」という方法においては、かなりの情報資源の蓄積があり、またその組織化や管理論もある程度確立されている。一方、「環境・背景とともに残し継承する」という方法においては、情報資源として組織化し管理していくためには、まだまだ課題が多く残る。しかし、コンテキストとともに後世に伝え文化遺産を構築するという意味において、これから重視していかねばならない方法であると考えられる。

録音という技術が発明され、本来ならば環境・背景とともに継承されるはずの民族音楽、民俗芸能に至っても、かなりのものが録音・録画され音響・映像メディアとしての蓄積がなされている。コンテキストの中で継承できなくなったときには、記録（録音）という方法しか後世に残すための手段はない。しかし、音楽や音の歴史的遺産の継承

及び構築を考える時、記録(録音)という技術のみに依存してはならないことを再認識する必要がある。コンテキストの中で継承することの重要性を広く浸透させること、さらにこの方法で構築される情報資源の組織化及び管理論の確立が望まれる。

## 引用文献・注釈

- 1) 松浦淳子, 松下鈞「音楽資料の目録作成上の留意点」『図書館雑誌』Vol. 91, 10, p. 858-861 (1997)
- 2) 松下鈞「音楽メディアのドキュメンテーションにおける問題点」『情報の科学と技術』Vol. 49, 3, p. 100-105 (1999)
- 3) 志保田務, 高鷲忠美『資料組織法第3版』第一法規 1996, p. 149.
- 4) 日本図書館協会目録委員会改訂編集『日本目録規則1987年版改訂版』日本図書館協会 1994, 369p.
- 5) American Library Association. "Chapter 25, Uniform Titles. Musical Works". Anglo American Cataloging Rules. 2nd ed., 1988 revision.; (ALA)
- 6) 日本図書館協会「25章 統一標題, 音楽作品」『AACR2 英米目録規則第2版改訂版』日本図書館協会 1989, p. 481-537.
- 7) 音楽図書館協議会編「Part. 1 音楽作品の統一タイトル(AACR2 1988年版)」『音楽資料目録作成マニュアル』大空社, 1997, p. i-iii, 1-35.
- 8) 音楽図書館協議会編「Part. 2 音楽作品の総称的タイトル一覧」『音楽資料目録作成マニュアル』大空社 1997, p. 1-106.
- 9) もりきよし原編『日本十進分類法。本表編』日本図書館協会分類委員会改訂『新訂9版』日本図書館協会 1995, 48, 418p.
- 10) 志保田務, 高鷲忠美『資料組織法第3版』第一法規 1996, 313p.
- 11) 同上 p. 93.
- 12) もりきよし原編『日本十進分類法。本表編』日本図書館協会分類委員会改訂『新訂9版』
- 13) 音楽図書館研究グループ編『音楽図書・楽譜分類表』1973.
- 14) Dewey Decimal Classification and Relative Index. Edicion 20. Devised by Melvil Dewey. OCLC Forest Press, c1989. (Permission to reprint the escerptis from OCLC Forest Press)
- 15) Dewey Decimal Classification and Relative Index. Edicion 21. Devised by Melvil Dewey. OCLC Forest Press, c1996. (Permission to reprint the escerptis from OCLC Forest Press)
- 16) 光富健一「デューイ十進分類法(DDC)」『情報の科学と技術』Vol. 39, 11, p. 478-483 (1989)
- 17) 音楽図書館協議会編「Part. 4 音楽分類表と分類索引レコード」『音楽資料目録作成マニュアル』大空社 1997, p. 1-189, i-xvi.
- 18) 岸本宏子「音楽資料の分類と検索: DDCの日本における使用の実際」『音楽情報と図書館』音楽図書館協議会編 大空社 1995, p. 88-110.
- 19) MLAJ分類専門委員会「MLAJ音楽分類表(試案)」『MLAJ Newsletter』Vol. 12, 1, p. 6-21 (1990)
- 20) 東京文化会館音楽資料室『東京文化開館音楽資料室分類表: 楽譜・レコード用』1982. 1992改定。
- 21) 浅香淳編『新音楽辞典: 楽語』音楽之友社 1977, p. 559.
- 22) 浅香淳編『新訂標準音楽辞典』音楽之友社 1991, p. 1903.
- 23) 浅香淳編『新音楽辞典: 楽語』p. 561.
- 24) 藤井知昭監修『音と映像による新世界民族音楽体系』日本ビクター 1994, 全15枚。
- 25) 藤井知昭監修『音と映像による世界民族音楽体系』日本ビクター 1988, 全30巻.
- 26) 岸辺成雄ほか監修『音と映像による日本古典

- 芸能体系』日本ビクター 1991, 全18巻, 別巻2巻.
- 27) 平凡社編『音と映像による新世界民族音楽体系 解説書』日本ビクター 1995, p. 229 234.
- 28) 日本民俗音楽学会山梨県支部『山梨県の神社と神楽囃子』日本民俗音楽学会山梨県支部 1998, 105p.
- 29) 「口伝えの神楽11曲を楽譜化」朝日新聞 1998 1 8 夕刊第34面.
- 30) 朝日新聞社編『沖縄報告：復帰後1982 1996』朝日新聞社 1996, p. 155 156 (朝日文庫：あ4 62)
- 31) 鳥越けい子「サウンドスケープ概念の成立と意義」『音楽学』Vol. 34, 3, p. 163 177 (1988)
- 32) Schafer, R. Murry. The Tuning of the World. New York, Alfred A. Knopf, 1977. (『世界の調律 サウンドスケープとはなにか』鳥越けい子他訳 平凡社 1986, 411p.)
- 33) 環境庁監修. ブルーガイド出版部編『残したい日本の音風景100選』実業之日本社 1997, 153p (ブルーガイドニッポン ; 122)
- 34) 本田安次『沖縄の祭りと芸能』第一書房 1991, p. 45 57.
- 35) 朝日新聞社編『沖縄報告：復帰後1982 1996』p. 166 167.
- 36) 吉岡忍「まるでおとぎ話のように：三峽の音」朝日新聞 1996 10 27 朝刊第12面.
- 37) 八重樫純樹「実世界資料の情報コンテンツ形成に関するモデリングと基礎分析」『広領域分野における学術・教育資料の情報体系分析と情報資源化に関する研究』平成8・9年度特定研究研究成果報告書研究代表者：八重樫純樹 p. 113 122 平成10年3月.

The Constructing Cultural Heritages (Cultural Information Resources) of Music and Sound (1)  
The Systematization of the Ways which succeed to Music and Sound,  
by Shuko KATO

[Abstract] The final purpose of this study is to construct cultural heritages (cultural information resources) of music and sound. In this paper, the author tried to systematize the ways which succeed to music and sound in the future.

In order to succeed to music and sound, the following two ways exist:

- (1) recording and preserving music and sound
- (2) preserving and succeeding to music and sound with environment or background

The author clarified the characteristics of both ways, and clarified the existing organization and management system of music and sound succeeded by these two ways in order to use them as cultural heritages (cultural information resources)

Finally, the author investigated the problems of these two ways and the possibility of the organizing and managing music and sound as information resources.

[Key Words] music, sound, audio media, ethnic music, folk music, soundscape, soundmark, preservation, organization of materials